

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3162号)

令和7年2月25日

横情審答申第3162号

令和7年2月25日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年12月2日市広聴第1134号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002」の処理について（平成29年度市広聴第11号）」の開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002」の処理について（平成29年度市広聴第11号）」を特定し、開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「広聴第29-900002号に関する一切の文書の開示を求める。」との開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年9月15日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対し本件審査請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、開示請求書の請求先に「市民局広聴相談課」と明記しており、請求書を受け付ける際も、同課保有文書が特定されることになる旨の確認を行った。
- (2) これらの事情から、審査請求人は広聴相談課が処理した広聴番号29-900002号に係る文書を求めていると解し、本件対象行政文書を特定した。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、請求した文書の開示を求める。
- (2) 審査請求人による請求とは異にした文書を特定し、決定を行っている。
- (3) 開示された文書によれば、市民からの意見を電話で受け付けた日の1年後に供覧しており、文書処理に瑕疵がある。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 市政ダイレクト広聴に係る事務について

横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報を、広聴情報データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上や市政の合理的運営に役立てることを目的に、要綱に基づき「市民の声」事業を実施している。市政ダイレクト広聴は、この意見等の一類型である。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、市民局広聴相談課で起案した「広聴案件「市政ダイレクト広聴29-900002」の処理について（平成29年度市広聴第11号）」である。

なお、当該文書3枚目一行目の「28-900002」及び二行目の「平成28年4月3日（月）」はそれぞれ誤記であり、正しくは「29-900002」及び「平成29年4月3日（月）」とのことであった。

(4) 本件審査請求文書の特定について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件開示請求書には「広聴29-900002号に関する一切の文書の開示を求める。」とのみ記載されており、請求先には市民局広聴相談課と記載されていた。

(イ) 審査請求人は、旭区役所とのやり取りに関する文書を請求したと主張するが、本件開示請求書を受け付ける際も、市民局広聴相談課の保有文書が特定されることになる旨の確認を行った。

(ウ) これらの事情から、本件審査請求文書を特定した。

イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件開示請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。

なお、上記(3)に述べた誤記は、行政に対する不信感を生じさせかねないものであるので、実施機関には慎重な対応を求める。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 12 月 2 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 5 年 1 月 17 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 6 年 12 月 24 日 (第 6 回 第五部会)	・審議
令和 7 年 1 月 28 日 (第 7 回 第五部会)	・審議